

■ 宍粟市議会意見交換会

「おでかけ市議会」募集要領

議会は、住民を代表し、市民の声を市政に反映させるため、市民生活のさまざまな課題について、きめ細かく審議し、どう処理するべきか決めています。

また、議会には、執行機関である市長に対しての監視を行う権限とともに、条例を制定するなどの自治立法の役割も持っています。

「意見交換会」は、宍粟市議会基本条例に定める「わかりやすく、開かれた」、そして「市民とともに」の議会を実現するために、市民の皆様と議会が様々な行政課題などについての情報や意見の交換を行い、その結果を議会としての政策立案や提言につなげようとするものです。

この意見交換会には、

- ①議会から市民の皆様、各常任委員会が調査するテーマについての意見交換会の開催をお願いする場合
 - ②市民の皆様（団体等）からの申し込みによって開催する場合
- の2つがあります。

募集については、以下のとおりです。

1. 対象：市内に在住又は在勤する人で構成する概ね 10 人程度の団体、市民グループ（自治会、産業・経済団体、社会福祉団体、文化団体等）
2. 開催時期：議会の会期中（3月、6月、9月、12月）は除きます。また、議会日程等の都合により希望される時期に開催できない場合があります。
3. 意見交換の内容：あらかじめ決定または提出していただいたテーマに基づき意見交換を行います。なお、時間は1時間30分～2時間程度とします。
4. 開催場所：原則、希望される場所で開催しますが担当の常任委員会と調整した結果、変更する場合があります。また、開催会場は応募団体で確保をお願いする場合があります。
5. 参加する議員：参加する議員は、所管する常任委員会全員が参加します。
6. 応募方法：別添申込書に必要事項を記載して、議会事務局へ提出をお願いします。なお、ファックス、メールでも申し込むことができます。
7. その他
 - (1) 応募されたテーマの内容、開催時期によっては、お受けできない場合や意見交換の方法等について協議させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。（政治、宗教又は営利を目的とした集会のあるおそれがあるときはお受けできません。）
 - (2) 開催決定後、所管する常任委員会において、意見交換会の内容等について協議させていただきます。
 - (3) 意見交換会の内容は、報告書を作成し、後日議会だより及びホームページ等で公表します。
 - (4) 市行政に対する要望・提言等については、委員会においてとりまとめ、政策提言「市民の声」として市長に文書等で提言する場合があります。